

○昭和三十三年郵政省告示第七百八号（免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正案			現行		
一 （略）			一 （略）		
二 （略）			二 （略）		
1 （略）			1 （略）		
2 ラジオン用発振器用			2 ラジオン用発振器用		
電波の型式	周波数	備考	電波の型式	周波数	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
F一D、F二D、 F三D	七二・七五 <sup>MHz</sup> 、七二・七六 <sup>MHz</sup> 、 七二・七七 <sup>MHz</sup>	模型飛行機以外の無線 操縦用発振器に使用する 場合であつて、産業 の用に供するものに限 る。	F一D、F二D、 F三D	七三・二二 <sup>MHz</sup> 、七三・二三 <sup>MHz</sup> 、 七三・二四 <sup>MHz</sup>	模型飛行機以外の無線 操縦用発振器に使用する 場合であつて、産業 の用に供するものに限 る。
	七三・三二 <sup>MHz</sup> 、七三・三三 <sup>MHz</sup> 、 七三・三四 <sup>MHz</sup> 、七三・三五 <sup>MHz</sup> 、 七三・三六 <sup>MHz</sup> 、七三・三七 <sup>MHz</sup> 、 七三・三八 <sup>MHz</sup> 、七三・三九 <sup>MHz</sup> 、 七三・三〇 <sup>MHz</sup> 、七三・三一 <sup>MHz</sup> 、 七三・三二 <sup>MHz</sup>	模型飛行機の無線操縦 用発振器に使用する場 合であつて、産業の用 に供するものに限る。		七三・三六 <sup>MHz</sup> 、七三・三七 <sup>MHz</sup> 、 七三・三八 <sup>MHz</sup> 、七三・三九 <sup>MHz</sup> 、 七三・三〇 <sup>MHz</sup> 、七三・三一 <sup>MHz</sup> 、 七三・三二 <sup>MHz</sup>	模型飛行機の無線操縦 用発振器に使用する場 合であつて、産業の用 に供するものに限る。

附 則

1) この告示は、公布の日から施行する。

2) この告示の施行の際現に七三・二二<sup>MHz</sup>、七三・二三<sup>MHz</sup>又は七三・二四<sup>MHz</sup>の周波数の電波を使用しているラジオン用発振器用無線局は、この告示による改正後の昭和三十三年郵政省告示第七百八号第二項第二号の規定にかかわらず、平成三十三年八月三十一日までは、なお従前の例による。